

両総土地改良施設管理条例施行規則等の一部を改正する規則について

1 規則の概要

国営土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、県が委託されたものは土地改良施設管理条例により管理しているが、条例の施行に関する必要な事項は知事が定めることになっており、本規則で規定するものである。

2 改正内容

土地改良施設の他目的使用等の許可に係る期間について、両総地区では三年以内、大利根地区、印旛沼地区では五年以内で知事が定めることになっているものを、すべて、五年以内（公用、公共用又は公益事業の用に供する場合にあっては、十年以内）と改正したい。

3 改正理由

土地改良施設の他目的使用等の許可に係る期間については、農林水産省の土地改良財産取扱規則等では五年、高度の公共性を有するものは十年を超えない期間と定められており、支障のない限りそれで定められた最長の期間で設定することで事務の効率化を図るよう方針が示されたため、併せて両総土地改良施設管理条例施行規則について、第五条第三項において生産物の採取に対する許可期間を一年以内と定めているが、過去に該当事例が無いことから記述を削除して前項による取扱いとするため、所要の改正を行うものである。

4 施行期日

平成31年4月1日